# 平成29年度 奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会 収支予算(案)

(単位:千円)

	平成29年度 平成28年度				予算比較		
歳入	予算 (A)	予算 (B)	<b>決算</b> (C)	増減 (B-C)	(A-B)	備考	
奈良県負担金	120, 000	136, 000	136, 000	0	-16, 000	奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」県負担金	
他団体からの協賛金等	5, 000	5, 000	4, 240	760	0	企業協賛金 等	
諸収入	1, 000	946	902	44	54	大立山まつり有料企画 等	
繰越金	3, 037	54	53	1	2, 983	前年度からの繰越金	
숌計	129, 037	142, 000	141, 195	805	-12, 963		
歳出	平成29年度	平成28年度			予算比較	#± #z	
	予算 (A)	予算 (B)	<b>決算</b> (C)	増減 (B-C)	(A-B)	備考	
イベント演出費	13, 500	15, 000	16, 192	-1,192	-1, 500	まつりの全体企画演出・運営、進行管理等	
市町村等連携・協力費	32, 000	35, 000	33, 364	1,636	-3, 000	市町村伝統行事管理費、市町村伝統行事参加助成費、あったかもんグランプリ運営費(市町村助成含む)、市町村行事PR冊子製作費 等	
会場設営費	70, 000	80, 000	78, 308	1,692	-10, 000	大立山関係費、ステージ施工費、音響・照明機材費、休憩・本部テント等設営費、仮設トイレ設置費、夜間照明費、警備、シャトルバス運営	
広報費	10, 000	11, 946	10, 018	1,928	-1, 946	各種広報媒体活用費 等	
事務費	237	0	276	-276	237	会議費等	
予備費	300	54	0	54	246		
(新)大立山修繕等積立金	3, 000				3, 000	※ 附帯議案参照	
슴計	129, 037	142, 000	138, 158	3,842	-12, 963		

#### 予算案附帯議案

## (附帯議案1)

実行委員会において、大立山の修理・造成等に充てるために「大 立山修繕等積立金」を保有することができることとし、当該大立山 修繕等積立金の取扱については、別添「奈良県冬季誘客イベント「大 立山まつり」実行委員会大立山修繕等積立金取扱規程(案)」による こととする。

### (附帯議案2)

本年度、「大立山修繕等積立金」300万円を支出する。

#### 【大立山修繕等積立金積立計画】

左庇		按西		
年度	積立額	取り崩し額	残高	摘要
平成 29 年度	3,000,000	0	3,000,000	積立
平成 30 年度	3,500,000	0	6,500,000	積立
平成 31 年度	3,500,000	0	10,000,000	積立
平成 32 年度		10,000,000	0	修理

### 奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会 大立山修繕等積立金取扱規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会(以下「実行委員会」という。)が大立山の修理・造成等に充てるために保有する資金(「大立山修繕等積立金」という。)の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(大立山修繕等積立金の保有)

- 第2条 実行委員会は、毎年度予算で定めるところにより、大立山修繕等積立金を積み立てることができる。
- 2 前項の規定により、実行委員会が大立山修繕等積立金を積み立てようとするとき は、積立計画期間、算定根拠について、あらかじめ、実行委員会の総会の承認を得な ければならない。

(大立山修繕等積立金の管理及び取崩し等)

- 第3条 大立山修繕等積立金は、他の資金及び会計と明確に区分して管理するものとする。
- 2 前項の資金は、その目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、やむを得ず目的外の取り崩しを行う場合には、実行委員会の会長は、取り崩しが必要な理由を付して実行委員会の総会で承認を得なければならない。積立計画の中止、積立期間の変更についても同様とする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年5月17日から施行する。